

# 令和5年度 事業計画

## ＜基本方針＞

一般財団法人磐田市勤労者福祉サービスセンターは磐田市内の中小企業に勤務する勤労者、事業主及び福利厚生制度がない事業所に勤務する勤労者及び事業主(以下「中小企業勤労者等」という。)に対し、総合的な福利厚生事業を行い、中小企業勤労者等の生活の向上と中小企業の振興、及び地域社会の活性化に寄与することを目的として事業を実施します。

一般財団法人磐田市勤労者福祉サービスセンターは目的である“中小企業勤労者等の福利厚生事業の推進”を基本に社会貢献及び新しい生活様式の定着を目指します。

## ＜事業計画＞

### 1. 健康維持増進事業 (定款第4条第1号)

皆さんが健康の維持増進を図ることを目的に、次の事業を行います。

- (1) インフルエンザの流行性感冒について会員が負担する予防接種料の一部を補助します。
- (2) 健康維持を目的に、会員が医療機関へ出向いての成人病検診、婦人科検診、PET検診等の予防検診及び郵送等による在宅検診を対象に人間ドック等受診料の一部を補助し、健康維持・増進について支援します。(労働安全衛生法で義務付けられた健診を除く、対象年齢は35歳以上の会員)また、新型コロナに関するものは詳細が決定次第速やかに実施します。

### 2. 余暇活動支援事業 (定款第4条第2号)

皆さんの余暇活用の充実と地域社会の活性化を目的に、次の事業を行います。

- (1) 日帰り旅行(バス)、体験・セミナー、健康及び文化教養の講座・教室等による事業により、鋭気と活力を培い、職場や家庭に反映させることを支援します。
- (2) プールやスポーツジム、体育施設及びテーマパーク、遊園施設、文化施設、市内外の食事施設等について、チケット斡旋または施設利用券、ランチ券等による安価での利用を促し、家族ぐるみで活用することを支援します。
- (3) 会員制リゾート施設等との契約の充実に努め、容易かつ割安での利用促進を図ります。
- (4) 地元チームであるジュビロ磐田等の観戦チケットをはじめ、各種の観劇・観戦チケットについて入手困難な上級席の確保に努めチケット斡旋し、余暇活動を支援します。
- (5) 地域経済の活性化を目的に、市や商工団体の開催する事業へ積極的に参加できるよう利用促進を図ります。
- (6) 旅行業者の企画する日帰り旅行に参加した際の旅行代金の一部を補助します。

### 3. 自己啓発支援事業 (定款第4条第3号)

皆さんが自己啓発を図ることを目的に、次の事業を行います。

- (1) 指定の公共機関等が行う文化教養講座及びNHK学園通信講座を受講した場合に、その受講料の一部を補助します。また、磐田市民文化会館「かたりあ」の利用促進を支援します。
- (2) 会員が個人的に計画した旅行等に要した宿泊代金の一部を補助します。

### 4. 財産形成事業 (定款第4条第4号)

皆さんの財産形成援助の一環として、出産、教育、結婚、医療、自動車購入及び住宅購入の生活資金について融資を受け、信用保証料を支払った場合に、その保証料の一部を補助します。

また、労働金庫の協力を得て、年金セミナーの開催、よりみち相談会や日曜ローン相談会の活用を促すとともに財形貯蓄の普及推進に努め、クレサラ問題や投資信託等についても協力を得ます。

## 5. 老後生活安定事業 (定款第4条第5号)

皆さんの老後生活の安定を図ることを目的に、次の事業を行います。

- (1) 事業主に対し退職金制度の導入を呼びかけ、退職金制度を導入した事業所にその掛金の一部を補助します。
- (2) こくみん共済等について、加入促進を図り、老後生活の基礎づくりを呼びかけます。

## 6. 生活安定支援事業 (定款第4条第6号)

皆さんの働き甲斐を高める祝金から弔慰の給付まで、幅広く生活の安定を図ることを目的に、次の共済給付事業を行います。共済給付事業の一部は一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(以降「全福ネット」という。)経由で全労済協会と保険契約を締結し実施します。

- (1) 皆さんが20歳、結婚、子の出生、子の小中学校入学、60歳・70歳及び永年勤続(20年、25年、30年、35年、40年)の場合に、祝金を給付します。
- (2) 皆さんが14日以上連続して職場を休んだ場合に、傷病休業保険金を給付します。
- (3) 皆さんの居住する住宅が自然災害又は火災により損害を受けた場合に、住宅災害保険金を給付します。
- (4) 皆さんの身体に後遺障害が生じ、その症状が固定した場合に、障害保険金を給付します。
- (5) 皆さんが死亡した場合及び皆さんの配偶者・子・親が死亡した場合に、保険金及び弔慰金を給付します。

## 7. その他の目的を達成するために必要な事業 (定款第4条第7号)

サービスセンターの目的を達成するために必要な以下の事業を行います。

- (1) 中小企業勤労者等に会報やガイドブックを発行して勤労者福祉に関する情報を積極的に提供します。また、ホームページやPR動画を皆さんが利用・活用できるツールとし、会員とサービスセンターとの間で双方向による情報の共有化を図ります。
- (2) 中小企業に働く勤労者の福祉の向上を図ること、及びサービスセンターの組織強化のために積極的に加入促進活動を行います。また、関係部署との連携を図り広報活動を行います。
- (3) サービスセンターの自立化した経営を目指すこと、及び魅力ある事業を実施するため、経営改善計画を作成し、目標達成のために積極的に活動を行います。
- (4) 生活の場で必要とする贈答物品の斡旋及びゆとりある生活を営むための付加価値物資の斡旋から、地場産品の持ち寄りを基本に、全福ネットで開設された「全福市場・物販サービス」の利用促進を図ります。また、家庭用常備薬の斡旋と防災用品等の斡旋を行い、家族を含めた一家の健康維持と災害からの保身環境の整備を支援し、かつ、防災意識の喚起に務め、家庭における防災意識の高揚を図ります。
- (5) コロナ禍で会員事業所の救済が見込める場合は、積極的に商品の斡旋・紹介を予定します。
- (6) 皆さんとご家族の安心と安全を守るために開発された、団体医療保険「全福ネット入院あんしん保険」の推進に引き続き努めます。
- (7) 加入事業所・事業主に有利な「経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)」及び「小規模企業共済」、「全福ネットあんしん労災」等に関する情報を積極的に提供します。
- (8) 事務局カウンターを信頼の得られる交流・意見の場とし、かつ相談窓口とします。
- (9) 全福ネットに加盟する全国の勤労者福祉共済団体と連携、協力しサービスセンター事業の一層の充実、活性化並びにサービスセンターの自立化の推進を目的として、調査研究並びに情報交換を行います。また、静岡県内16団体及び東海ブロック25団体(愛知県4団体、三重県3団体、岐阜県2団体及び静岡県16団体)と共同利用・事業を行います。  
併せて県内西部地区4団体で合同事業・チケット斡旋・割引利用契約を企画し、施設やお店の共通利用を推進します。
- (10) 事務事業効率化及び会員拡大を図るため、組織の見直し及び事務所の(仮称)磐田産業振興会館への移転検討を進めていきます。